

誓詞可申上、御上達奉望申不及覺悟與申拂而、兩人被立座敷不限當方之不肖奉望奏者達上聞不  
珍敷其時者一向ニ罷失面目對目也、不誤子細可預御披露與、兩人之袖ヲ引而申不被及兎角子細  
條於此儀不被達上聞者此御陣下ヲ金山へ不可退、八幡照覽與、瞋而申、身命之安危不可通與云儘、  
押祖見與、兩人立留不及是非、以誓詞先可有言上被申間、翻寶即言上敬白起請文之事、先度御書拜  
領之上、鳥山陣所懸入上意如此與、爲申子細全無之、若此旨僞者何々與、神名以下振文筆言上、但心  
中之祈念者、上天下界之神祇、殊者當家守護、八幡大菩薩於本性不誤一旦之忘言也、

〔奥儀抄 中ノ下〕萬葉集歌

神さびのよるべにたまるあまみづのみくさるまでいもを見ぬかも

これは神社にかめをよきて、それなる水をなき事などおひたるものは、神水としてこれをのむ也、  
たゝすの社賀などにいまもあり、和泉式部歌にも、

神かけてきみはあらがふたれかさほよるべにたまるみづといひけん

又源氏のあふびのうへの歌云、

さもこそばよるべの水にかげたえめかけしあふひをわするべしやは

これらも、かのかめのみづをよむなり、

〔倭訓栞 前編三十六〕よるべのみづ 興義抄に、神社に神水とてありといへり、一説に、賀茂に限  
りたる事といへり、されど神に諸願を祈るよるべにいひかけ、又祈戀の歌によめるは子細な  
しともいへり、河州こんだの八幡には池に名けり、西土には立春日貯水謂之神水と、四時纂要  
に見えたり、

神かけて君はあらがふ誰かさはよるべにたまる水といひけん、俊成卿、定家卿はたゝ縁あ  
る水の意に用ゐられたり、